九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

清算条項のみの無効確認訴訟の適法性について

川嶋,四郎 九州大学大学院法学研究院

https://doi.org/10.15017/3922

出版情報:法政研究. 71 (4), pp. 25-54, 2005-03-09. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

清算条項のみの無効確認訴訟の適法性について

川嶋四

郎

〈目次〉

はじめに

――問題の所在

事案の概要と判旨

清算条項のみの無効確認の訴えの適法性

確認の利益をめぐる議論の現況本件判決の意義と構造

本件判決理由の批判的検討

3

2

1

おわりに

四

――確認訴訟の軽やかな活用可能性の探求

71 (4 • 25) 393

はじめに

―問題の所在

争解決機能を発揮することが期待されており、その判決の実際的な通用力の基礎が、 的に事実的な作用を織り込んでいる公権的判断であるとも評することができる。 している点で、ユニークな法的紛争解決制度である。 拡大をもたらした。 それは、 近代民事訴訟法学の発展に、 71 わゆる訴 しかも、 権論に変容を迫り、 確認判決は、 確認訴訟類型の発見とその研究の展開が果たした影響には、 執行力をもつ給付判決や形成力を伴う形成判決とは異なり、 訴えの利益論の展開に寄与し、 いわば、 確認判決は、 確認判決を通じた紛争解決機能 その法制度上の紛争解決機能の中に、 判決の名宛人等の遵法精神に依存 計り知れないものがある。 既判力のみで紛 の分析とその 本来

争解決のためのよりどころとなるのである。 利関係等について、 済形成過程のありように対して、大きな影響を与えることになる。そして、 うな確認訴訟の適否は、 く救済形成過程、 般には、 判決内容に関する規範的な強制的貫徹力が、 すなわち判決手続の具体的なあり方の重要性が、 裁判所により、一定の公権的な判断が付与されることにより、 ひとえに確認の利益の存否によって決定されており、 その程度のものであるだけに、その分、 クローズ・アップされることになる。 般に、 確認の利益についての考え方が、 爾後の当事者間における自主的 確認判決は、 判決内容の遵守を導 確認対象とされ ただ、 その救 そのよ :な紛 た権

律関係および時に事実関係 まれる場合や、 含む社会生活関係の展開や複雑化に伴って、 か そのような確認判決には、 また、 その 地位や権限の (民事訴訟法一三四条参照) 予防的機能の発揮という特質が存在する。 明確化が望まれる場合が、 例えば、 予め自然人および法人の活動に対する法的な行為指針の獲得 が、 事前に明確にされている必要が生じる。ここに、 ますます増加しつつある。 近代および現代における経済関係等を そこで、 定の 権利、 予防的 が 望 法

争、 法的 認 0) 利益のフィ 救済機 す なわち法律上の争訟 能 0) 重要性 ル ターを通して、 が浮き彫りになり、 (裁判所法三条一 現実のものとされることになる。 その作用を発揮し得る確認判 項 の早期段階における法的救済の獲得に対する紛争当事者の希求 |決の価: 値 が、 重要視されることにな る。 民 事 紛 確

体系の最上位に位置付けられている。 この すべきか 時として厳しい衝突が生じ、 そこでは、 問題に対する研究の につい 紛争の早期段階での法的指針の獲得を望む原告の利益と、 て、 困難な判断を迫られることになるのである。 が成果も、 民事裁判権を握る裁判所=国家権力の側でも、 着実に積み しかも、 重 このような予防的権利保護への希求は、 ねられているのである。 それでも、 応訴義務を負うことになる被告の 通例、 どのタイミングで私人間 このような 近時ますます強くなっており、 「予防的救済」 の生活関係 利益 は ح 公に介入 0 間 救済 に

れてい 段階に にその尺度は、 を通じて、 る事例を 現代のような不確実な時代においては、 るかどう お ける規範的情報の獲得の要請に、 そのメルクマー 今日増加してい か 時代の要請 が 問 われ るべきゆえんである。 や社会の変化によって、 ルが呈示されてきた。 る。 そのさい、 現在この国で形成されている確認訴訟の基本的な救済構造が、 確認対象の多様性ともあいまって、 確認訴訟の適否を決する法システムが、 ただ、 可 変的な性格を帯びるはずである。 法システム自体が、 歴史的・社会的な産物であるので、 確認訴訟を通じた規範的情報の 確 現代社会に 認 の利益であり、 お 41 て、 十分に応えら 早期 確保を求 本来的 0 0 判例 紛争

B 本 判例時間 一稿では、 報 このような基本的な問題意識の下で、 七五九号七三頁 ・判例タイムズ一〇七二号二五一頁)〔以下、本件判決と呼ぶ〕 東京高裁平成 一二年 (二〇〇〇年) 一〇月三日第七民事部 を取り上げ、 確 認 訴

決であるが、 つ規範的な情報提供機能の発現のあり方を考えてみたい の判決は、 ここでは、 離婚の調停条項のうち清算条項のみの 清算条項は、 特定の権利義務を定めたものではなく、 無効確認を求めたものの 当該条項のみの無効を確認しても、 棄却された第一 審判決に対する控訴 そ 判 n

益はないとして、訴えが却下されたのである。

ŋ 等におけるある意味での安定性や終局性にはつながっても、 紹介し、次に、それに対して批判的な検討を加える中で、 が かし、 ζĮ のある確認的救済過程の創造には、 確認訴訟の救済過程および確認判決の機能を現代的な視点で捉え直してみた場合に、この帰結は、 逆行するのではないかと考えられる。 確認的救済に対する若干の将来展望を行いたい。 軽やかな確認訴訟の活用の可能性を開き、 そこで、 以下では、 まず、 利用しやすく頼 本件判決を 家事調停

一 事案の概要と判旨

事案の概要

四月二日に婚姻の届出をした夫婦であったが、東京家庭裁判所平成五年(家イ)第×××号夫婦関係調整事 本件調停」という。)が成立した。 本件家事事件」という。)において、 争い 本件は、 のない事実等によれば、X(原告・控訴人〔男〕)とY(被告・被控訴人〔女〕)とは、 家庭裁判所において成立した調停について、特定の調停条項の有効性が争われた事案である。 平成五年(一九九三年)一〇月一三日、原告と被告が離婚する旨の調停 昭和四四年(一九六九年) 件 (以 下 (以下

人」は、本件の訴えにおけるXであり、「相手方」はYである。また、 この調停の調停条項 (以下「本件調停条項」という。)は、左記のとおりである。 事件関係人の名前は、すべて仮名である。 なお、 以下の調停条項中の 申立

第一項 申立人(夫)と相手方(妻)は、本日調停離婚する。

当事者間の二女妙子 (昭 和四九年二月一一日生) 及び三女千里 (昭和五一年二月四日生) の各親権者を父

親である申立人と定める。

第三項 相手方は、 当事者間の長男正樹、 長女美保、二女妙子及び三女千里の将来の出費に備え、 同人たちの各名

義で一人当り金六〇万円あて預金し、 当該預金証書は相手方において同人らのために保管するものとする。

今後相手の信用を失墜させるような言動をしないことを確

する

第四項

当事者双方は、

相互に相手の立場を尊重し、

第五項 当事者双方は、 本件離婚に関する紛争は 切解決したものとし、 今後は相互に名義の如何を問 わず何ら金

銭その他の請求をしない。

さて、本件におけるXの主張は、次の通りである。

六日、 財産および子供名義の預金を明らかにするようにとのXの求めに対して、 すなわち、 同年九月二〇日および同年一〇月一三日の本件家事事件の調停期日において、 Y は、 平成五年 (一九九三年)三月一〇日、 同月三一日、 同年五月一二日、 書面により、 YがXとの婚姻後取得した全ての 調停委員を介して、 同年六月二三日、 または、 同年七月二 直

接口頭で、 YがXとの婚姻後取得した財産としては、 新宿区○○所在の土地建物および○○カントリー倶楽部のゴ ル フ

会員権がすべてであり、 子供名義の預金は存在しない旨を述べた。 そこで、 X は、 Yの右回答を信じて本件調停を成立

荘 させることに同意したと主張した。 ××カントリー 倶楽部のゴルフ会員権、 しかし、 Xによれば、 銀行預金等の財産を有していたので、 Y は、 本件調停成立時において、 本件調停を成立させる旨のXの意思 右財産以外に、 ワイの別

表示は、Yの詐欺によるものであるとした。

分与を求める調停の申立てを行った。 Xは、この調停を行うために、本件調停条項の第五項が無効であることを確認す

これに対して、Yの主張は、以下の通りであった。

る必要があると主張したのである。

ある。 訴えの利益はない。 たのは平成五年 えは不適法である。 すなわち、まず、 (一九九三年) 一〇月一三日であるので、 次に、 さらに、 調停の無効確認を求める訴えは、 財産分与の請求は離婚後二年を経過したときはすることができないところ、XとYが離婚し 調停条項の一部の無効の確認を求めることは、 現在の法律関係の存否の確認を求めるものではないから、 財産分与のために本件調停条項の第五項の無効確認を求める 信義則上許されない旨の主張を行ったので 本件訴

ものではないと主張した。 べてであり、 口頭で、 それに加えて、Yは、 YがXとの婚姻後取得した財産は新宿区○○所在の土地建物および○○カントリー倶楽部のゴルフ会員権 子供名義の預金は存在しない旨を述べたことはなく、 本件家事事件の調停期日において、Xに対し、書面により、 本件調停は、そのような事実を前提として成立した 調停委員を介して、または、 直接

以上から、原審における主たる争点は、次の通りであった。

が、 委員を介して、 カントリー まず、本件確認の訴えが適法か否か、次に、Yが、本件家事事件の調停期日において、Xに対し、 Yが右財産しか有していないことを前提として成立したものか否かが、 倶楽部のゴルフ会員権がすべてであり、子供名義の預金は存在しない旨を述べたか否か、そして、本件調停 または、 直接口頭で、YがXとの婚姻後取得した財産としては、 それである。 新宿区○○所在の土地建物および○○ 書面により、

えが確認の利益を欠き、 発言をしたと認めるに足りる証拠がないとして、 原審 X の請求を棄却する旨の実体判断を行った。 $\bar{\sigma}$ 東京地裁平成一二年 不適法である旨を主張していたが、 (二〇〇〇年) 四月二四日判決は、 その判決内容は、 Xの請求を棄却した。 東京地裁は、この点について、 Y が、 次の通りである。 なお、 X主張のような財 原審でも、 上記のように、 産の存否につい 明示的な判断を行うことな Y は、 て、 欺罔 X の 的 な

てであり、子供名義の預金は存在しない旨を述べたと主張する。 頭で、被告が原告との婚姻後取得した財産は新宿区○○所在の土地建物及び○○カントリー倶楽部のゴルフ会員権 原告は、 被告が、 本件家事事件の調停期 日におい て、 原告に対 し、 書 面 により、 調停委員を介して、 又は、 直 接

ていたことが認 本件家事事件の調停においては、 全くなく、 しかしながら、 原告に められる。)。 被告が、 直接口頭で、 本件家事事件におい 右の趣旨を述べたことを窺わせる証拠もない 原告と被告が同席したことはなく、 て、 書面により、 原告主張のような趣旨を述べたことを窺わせる証 調停委員が原告と被告に交互に面接して話を (かえって、 被告本人尋問 の結果に ょ 拠 れ ば は

ば、 に右趣旨を述べたことを認めるに足りる証拠はない 被告が原告との婚姻後取得した財産は新宿区○○所在の土地建物及び○○カントリー倶楽部のゴ の財産を明らかにするよう被告に勧告することを裁判所に求めていたことが認められ、 しょ 本件家事事件の記録によれば、 子供名義の預金は存在しない旨を述べたことを推認させる事実というに足らず、 b 本件家事事件におい の は ないのでしょうがない。』と述べたことが認められるが、これらの事実は、 て原告の代理人であった弁護士が、 原告が、 平成五年九月二〇日付準備書面により、 (原告は、 原告に、『追及したが、 本人尋問において、 原告が本件家事事件の調停委員に 被告が原告と婚姻後に取得した全て 被告が財産はないといってい 他に被告が調停委員を介して原告 被告が調停委員を介して原告に、 また、 原告作成の ル フ会員権が全てであ 陳述書によ

われる。)。

家事事件の調停においては、 かった旨、 被告の財産が必ずあるから捜してくれと頼んだにもかかわらず、調停委員から発言を制止され言い分を聞いてもらえな 及び、ないものはないということで一蹴された旨を供述しており、これらの供述によれば、 被告の財産の内容について、原告主張のような具体的なやり取りがされなかったことが窺 かえって、 400

の点について判断するまでもなく、 以上によれば、 本件調停の成立の過程において原告主張の詐欺があったとは認められないから、 理由がない。」(「 内は、 原文のまま。 ただし、証拠関係の摘示は省略。) 原告の請求はその余

これに対して、 Xが控訴。

2 判旨-原判決取消し、 訴え却下

件離婚に関する紛争は一切解決したものとし、今後は相互に名義の如何を問わず何ら金銭その他の請求をしない。』と 件調停により離婚したものであるが、控訴人の本訴請求は、 の条項(本件条項)のみの無効確認を求めるものである。 「……争いのない事実によれば、 控訴人と被控訴人は、平成五年一〇月一三日に東京家庭裁判所において成立した本 本件調停のうち、第五項、 すなわち、『当事者双方は、 本

要求に対し、自己の財産関係について虚偽の事実を回答して本件調停を成立させたものであることが判明したので、平 本訴請求の確認の利益としては、 成九年一〇月二〇日ころ、詐欺を理由として本件調停の合意における控訴人の意思表示を取り消したというものであり、 そして、控訴人の主張によれば、 右同日に控訴人が被控訴人を相手方として東京家庭裁判所に申し立てた財産分与請求 その無効原因としては、 本件調停の各調停期日において、 被控訴人は控訴人からの 事

情

が

な

V

かぎり

0 い調停事 件 以下 一別 件調停事件」とい . ځ د において調停をするため必要であるというものである。

関 め 調 るも 停 する合意は有効に成立したものとして、 人が 0) 般 無効 Ŏ であ 申し立てた別件調停事件において財産分与の請求をするために、 確認 調停の合意に を請 求することができる。 おける意思表示に詐欺や錯誤等を理由とする瑕疵があるときは これを維持したまま、 L か Ų 本訴請 求は 本件調停全体の無効確認 ζJ わゆ る清算条項である本件条項の 本件調停のうちの離婚及び親権者の を求めるのでは 確認の利 益 み が なく、 の無効 あるかぎり、 確認 その 後 右

力を争 段の み は Ó な 複 無効を確認しても、 V 数 が、 \widetilde{O} V 院条項 本件条項 あ るい (のうち、 は、 は 確認の利益はないものとい 当該条項に基づく特定の権利義務を負わないことの確認を求めることも場合により許され これによって、 61 特定の わゆる清算条項であって、 権利義務を定めた条項だけを取り 当事者間の特定の権利義務の存否や法律関係が確定するものでは わなければならない。 特定の 権利義務を定めたものではなく、 上げ って、 請 北東議 0 訴 え等によりそ したがって、 0) 債務名 ない 本 件 か 条項 5 な 義 0 特 0 で 効

7 た、 ζý な合意をすることは自由であり、 るためには、 控 お 別件調停事件におい ζį る 訴 ので てその は あ るか 特段 請求権を主張することはできず、 本件条項の無効を確認する利益があると主張するが、 (の事 5 情として、 本件条項の て新たな合意が成立しない場合には、 有効無 別件調停事 したがって、 効に 件に か したがって、 か それだけでは本件条項の無効を確認する利益があるとは わらず、 お ζJ て、 消滅 被控訴人に対 その場合におい 控訴人の財産分与請求権 してい る 本件条項があったとしても、 Ų (民法七六八条二項 ても、 改めて離婚に伴う財産分与につ 確認 は 0) 利益がないことは明ら 但し 離婚の時から二年 書き) 当事者間 た め、 11 ζĮ え に -を経過、 て調 審 な お 判手続 か (J て 停 ま を 新

以上に、 よれ ば 控訴 人の本件訴 えは、 Va ず れにしても確 認 0 利 益に欠けるとい わ なけ n ばならな る。

取り消すこととし、主文のとおり判決する。」

三 清算条項のみの無効確認の訴えの適法性

1 本件判決の意義と構造

経ているとも評価することができるので、 定を見た。それゆえ、本件判決自体は、最高裁判決ではないものの、上告受理申立ての却下という形で最高裁の判断を この判決に対しては、その後Xから上告受理の申立てがなされたが、それが却下されたので、本件東京高裁判決は確 以後、 同種の事件について、 最上級審の判断に匹敵する一定の通用力を有す

ると考えられる。

の訴えが、本件判決を引照して、 の和解、 本件のような家事調停以外の局面でも、 つかも、 訴訟上の和解) いわゆる清算条項は、 およびその他の法規による調停やあっせん(斡旋)などについても、その清算条項のみの確 原則的に却下されることになるのである。 現実には、 妥当することになるであろう。例えば、民事調停や裁判上の和解 種々の合意型紛争解決手続において用いられるので、このような帰結は、 (訴え提起前

ところで、本件判決の構造は、 周到に準備されたものであることを窺わせる。

れないではない」として、 名義の効力を争い、あるいは、当該条項に基づく特定の権利義務を負わないことの確認を求めることも場合により許さ まず、「複数の調停条項のうち、 調停全体の無効確認訴訟の適法性だけではなく、 特定の権利義務を定めた条項だけを取り上げて、請求異議の訴え等によりその債務 複数の調停条項のうちの一部条項の無効確

情

とは、

「特定の権利義務を定めた条項」ではない

条項につい

ての

無効確認訴訟であっても、

その事

情

が

あ

n

ば

訴

え

か

そのようなXの主張が、

特段の事情」

の主張かどうかには疑問がある。

本件判決の構造からは、

特段

0

事

象に関する命題の投影が看取できる てい 認訴訟であっても、 る。 ここには、 その条項が、 確認の対象として取り上げ適法とされる訴訟物は、 「特定の権利義務を定めた条項」 (「具体的な権利関係」 の意義については、 である場合に 「具体的 後述)。 は、 な権利関係」 適法であることを に限られ るとい 般 的 う確 判

が くと判示したのである。 はなく、 確定するものではない」 このような前提に立って、 したがって、 本件条項のみの無効を確認しても、 【理由①】 本件判決は、 として、 「本件条項は、 本件にお ける訴訟物 これによって、 VA わゆる清算条項であって、 !が確認対象として不適格であ 当事者間の特定の権利義務の存否や 特定の権利 ŋ 義務を定め 確認 0) 利益 法 た Ł を欠 関 0

で

まり、 たす可能性があること、 確認対象として提起した確認 件の中に組み込んだ。 ま たは 特定の権利義務を定めた条項」ではない場合でも、 本件判決は、 (特定ではない)「一般的な権利関係」 すなわち、 それで終わるわけ つまり確認対象として適格をもちえることを示唆したのである。 の訴えには、 「特段の事情がない ではない。 確認の利 を定めた条項であっても、 特別な事 益 かぎり」「特定の権利義務を定めたもの」 はなな すなわち、 ζJ 情に対応できるような安全弁として、 ものとい 「具体的な権利関係」 わなけれ 「特段の事情」 ばならない ではない が と付言 ではない清算条項 あ れば 特段の 抽象的 た 確認 のであ 事情をそ \mathcal{O} 利 な 0) 益 0 利 み を 関 要 つ

事件に 利益 が したがっ あると主張する」と解して、「本件条項があったとしても、 お 本件事案に即して、「特段の事情」の有無が判断された。 て、 被控訴人に対し、 それだけでは本件条項の無効を確認する利益があるとはい 改めて離婚に伴う財産分与について調停をするためには、 当事者間において新たな合意をすることは自 東京高裁は、 えないし X が、 [【理由②]] 特段 本件条項の の 事情、 と判示した。 として、 無効を確 別 由 件 で 調 停

評価にさいしては、

そのような即時確定の利益の存否を問題にすべきであったとも考えられるのである。

が本件認容判決を梃子に有利な解決を目指した別件調停事件の終結をも意図することを狙ったものであり、 与請求権の消滅を指摘する形で一定の指針を示すことを通じて、 その場合においても、 項の有効無効にかかわらず、 立を行ったので、Xの主張を「善解」して、 案判決を行っていることから、 たな合意が成立しない場合には、控訴人の財産分与請求権は、 ただ、 このように、 さらに、「また」として、そのような本件判決の帰結を支持する理由を挙げる。すなわち、「別件調停事件にお 東京高裁は、 本判決の構造は、 確認の利益がないことは明らかである」〔【理由③】〕 清算条項のみの無効確認の訴えの判断構造として、 消滅しているため、 東京高裁が、 確認の利益を否定する形で清算条項をめぐる争いを終結させるとともに、 本件の背後にある財産分与請求の別件調停事件をも視野に入れて、 その特段の事情の判断に組み込ませたものとも考えられるのであ 審判手続においてその請求権を主張することはできず、 離婚の時から二年を経過しているのであるから、 その紛争の解決をも志向したものと考えられ 初めて、上述のような独自の一 と判示したのである。 これは、 したがって、 般的な規範定 第一 それなりに 同時に、 審が本 本件条 財産分 いて新 X

3 本件判決理由の批判的検討

X

・Y間の紛争の「抜本的解決」を企図したものなのである。

評価をすることも可能性である。 このように、 本件判決は、 個別具体的な事件における紛争解決のため しかし、 調停等の清算条項のみを捉えた無効確認訴訟を原則的に不適法とした点は、 <u>の</u> 定の規範的な指針を提供したという意味で、 処理を考えると、

基本的に妥当性を欠くと考えられる。 個別に検討していきたい。 以下では、 まず、 確認の利益をめぐる近時の議論 0) 動向 」を踏まえて、 本件判決の

(1)確認の利益をめぐる議論 0 現況

由

を、

確認の 利 益の意義とその判断指針をめぐる議論は、 現在、 動態的な様相を呈してい

る7

存在することが指摘されているのである。 判決することが有効適切である場合に、 スが組み込まれた注目すべき救済手段であることは、 を目指す観念的な紛争処理方式であり、 る方法として原告・ 般に、 確認の訴えの利益、 被告間で、 原告の選択した訴訟物=確認対象 すなわち、 その権利保護形式自体の中に、 認められる。 確認の利益は、 これは、 すでに述べた。 原告の権利・利益に不安が現存し、 結果的救済としては、 (権利、 そこで志向される機能にも、 当事者による自主的 法律関係、 既判力による確認対象の確定 場合により事実) な判決の尊重とい かつ、 また、 その不安を除去す の存否につ 多様なも うプロ 0 の み 7 セ

認対象の問題も、 すべき紛争の成熟性) このような確認の利益の存否を判断する基準としては、 魅力も感じられる。 狭義の確認の利益 および、 紛争処理手段の適否(他の手段との分担) (即時確定の利益) の問題と扱えば足りるとの有力説もあり、 通常、 確認対象の選択の適否、 等が挙げられている。 即時確定の現実的必要 これに対しては、 本件のような事案 処 確 理

そこで、 反映の仕方などを考え併せた場合には、 ただしかし、 および、 以下、 訴訟における救済主題のあり方、 本件判決が、 簡潔に従来の判例・ 確認対象の選択の適否を、 学説を概観しておきたい 確認対 象の選択 あるいは、 ζĮ の 適否 訴訟における実体的権利関係への執着度とその訴訟手続 わばある程度独立した固有の問題として捉えて論じてい \vec{o} 問題に焦点を当てて論じるのが、 妥当であると考える。 るこ

② 「現在の権利関係」という基準の緩和傾

向

静止 存否に限定されてい 観点 一的な一 般に、 からは、 定の基準の模索と確立に腐心していたように思われる。 確認対象の選択の適否は、 すぐれて事件の文脈に依存し個別具体的考慮を要する問題である。 たのである。 民事訴訟は、 確認訴訟における訴訟物の設定のあり方に関わる問題であり、 現在の法律上の紛争処理を行うものであるので、 つまり、 確認対象は、 しかしながら、 原則として現在の権利関係 現在の権 従来の確認 紛争処理の 利関 係 対象論 実効 の 性 は

を問うのが直接的かつ効果的だからというのが、

素朴ではあるが明快とも思える理由であった。

訴訟を適法化し、 確認の訴えを適法と認めた最高裁大法廷昭和四五年 籍法一一六条) る国籍訴訟・最高裁大法廷昭和三二年 この原則を根本から揺るがす契機を与えたのは、 の必要性に言及するのみであったが、その後、子の死亡後に戸籍上の母でない実母が提起した親子関係 その一般準則を定立した。 (一九五七年) 七月二〇日判決であった。 (一九七〇年)七月一五日判決が、 過去の事実の確認が求められた事件と評価できる ただ、この多数意見は戸籍訂正 正面から過去の権利関 係の確認 わ

的な法律関係」 方である。 場合のあることは否定しがたいところであって、このような場合には、 る過 律関係の個別的な確定が必ずしも紛争の抜本的解決をもたらさず、 本的な法律関係」 一去の は 基本的。 確認 換言すれば、 そこにおける大隅健一 を確認対象に選択することも許されるとするものである。 0 な法律関係を確定することが、 という限定を付けつつ、 利益があるものと認めて、 現に存する紛争の直接かつ抜本的解決のため適切かつ必要と認められる」 郎裁判官の補足意見の中に、 その確定につき即時確定の利益があれば、 これを許容すべきものと解するのが相当である」、 現に存する紛争の直接かつ抜本的解決のため適切 如実に示され かえって、 過去の法律関係の存否の確認を求め この補足意見は、 ている。 それらの権利または法律関係の基 確認の利益を肯定するという考え すなわち、 本件の事案に照らしてみた と。 かつ必要と認 「現在の 限り、 これは、 権 過去の基本 利 または 過去の基 る め 訴えで 6 礎 れる に 法

場合には、 個別事件の具体的な文脈における 基本的な法律関係」 を確認訴訟を通じて確定することの意義を説 VΣ たも

のとも評価することができるのである。

的にはこのような傾向の中に位置づけることができるものと考えられる。 高裁判例等に見られるように、 思考への転換は、 見られるようになった。 このような、 中 に は やや揺り返しを感じさせるような判例もあり、 確認対象の選択の適否に関する形式的考慮から実質的考慮への転換、 その後 さらに最近では、 般に、 裁判実務の上では、 過去の権利関係につき多様なケースで確認の利益を肯定する判例を簇出させた。 特別受益財産 定の (民法九〇三条一項) 歯 また、 正め 近時、 が探求され 確認対象に一 7 に関する確認の訴えを却下した二つの ٧J る うのが現状である。 定の絞りをかけようとする学説も、 そして、 L٧ わば事件の文脈 本件判決も、 依存 基本 か

③ 本件判決理由の検討1:【理由①】清算条項の法的性格

だけではなく、 と判示したものと考えられ 自ず る_{.17} ぬ請求を持ち出される不安を感じているときなどに作成されるとい ま 実務上、 ず、 それは、 から包括性や抽象性を有している。 本件で このような清算条項は、 当該手続に関係する紛争のすべてを包括的かつ一挙的に解決することを目指した条項であり、 それ以外のすべての法律関係についても相互に請求権がないことを合意したと見るべきであるとされ 問題とされ たい る。 わゆる包括的な清算条項が、 債権者が手続の対象以外にも請求権の存在を主張している場合に双方が互 本件判決は、 清算条項のそのような性格を捉えて、 確 認 の対象として適格を有するか否かに わ れてい る。 そ れゆえ、 当 確認対象には 該手続対象 うい て検討 なり Ò 残 そ 得 n 余部 に予 した な め Ž 分

括性および 確 か に、 抽象性は、 清算条項 は、 次のような含意を有していると考えられる。 包括的 か つ か抽象的な な自治規範であり、 それ Ø 方で、 えに、 「包括的」 慎 重 一な判断 とは、 が 必要であるが、 当該紛争に関して存在 そこでいう包

行使を、 る権利義務関係 基本的な性格を意味する。 抜本的に阻止する役割を有している。 および潜在的であれ存在する それは、 清算条項を通じていわば包括的に網をかけることによって、 (その関係で将来発生する)と考えられる権利義務関係をすべて包括する 他方で、「抽象的」とは、 特定の権利義務関係、 すなわち具体的な権 個別具体的 な請 求権 利

義務関係を規定した条項ではないことを示すのであり、

潜在的な基本的権利関係にも関わる表現でもある。

ても、 望ましい 先に最高裁大法廷昭和四五年 ところが、 遺言が、 「基本的な法律関係」を象徴する特質と考えられるからである。 前者の「包括性」については、 まさにそのような包括的な法律関係であることから、肯定されたと考えられるのである。(窒) (一九七〇年) 七月一五日判決の大隅裁判官の補足意見で触れたように、 確認対象としてむしろ有用性さえを示す要素であると考えられる。 例えば、遺言無効確認の訴えの適法性につい 確認対象として それは

られる。 る。 。 するいくつかの命題が例外を認めているのとは異なり、 そこで、 わ が国の判例 したがって、 むしろ本件判決に照らして問題性の中心をなすと考えられるのは、 通説によれば、 般に、 抽象的な権利関係については、 確認の対象となり得るのは、 抽象的な権利関係が確認の対象とならないことについ 確認の対象となり得ないとされ、 原則として現在の 後者の「抽象性」である。 「具体的 な 権利または 他の確認の利 法律関

ては、

を構成

係に限

れまでほとんど異論が呈示されてこなかった。このように抽象的な権利関係を確認の対象から排除する考え方の基礎 係なしには、 しては、 そもそも、 訴えの利益、 司法権は国民の個人としての基本的な自由や権利の保護を目的としているので、 すなわち確認の利益を認めることができないことが挙げられる。 具体的事件との 関

限界付けの実質的基準が示されるならば、 みに依拠して確認の利益が判断されるならば、 はいっても、 かし、これに対しては、 その区別は相対的なものである。 野村教授による以下のような本質的な批判が存在する。 常にそれに遡って確認の利益の有無を判断すべきことになる。 それは、 したがって、 恣意に流れるおそれなしとしない。 抽象的な権利関係は確認の対象となり得ない すなわち、 他方、 具体的とい 具体的と抽象的との その場合には 61 う命題 抽 象的 0

は 先の 0 か 実質的基準ともなりえないのである、 0 命 如き体裁を取り繕うことになるにすぎな 具 題 体 は、 的 権利関係に関しない 実質 的 基準に従って確 との 認 事でもって訴えを却下することはできない 0) 利 益が否定され ς √ γ すなわち、 た後に、 この命題は、 レ ツ テル それ自体として、 を貼る機能 にも か し か か わらず、 有しえな 実際上の適用 そのように ζ. ζ. つ に ま おお ŋ して 41 裁判 て、 ľλ 何

行為の 判決とは異なる機能を有してい その 法が そもそも、 者に対して行為指針を与え行為決定的な効果をもたらすことになるので、 解決に至ることはできず、 は つ マ う理由で、 ζĮ 1 に た、 行為の指針 お 決定は、 確認判決 て原告の判断に ル 「適法性に関する確認訴訟なども、 によって、 61 て、 時期的には先行するが、 般に、 不適法として却下されることはない。 法解釈 抽象的 0 になるという属性と請求権の基礎になるという属性とを有する点で、 有 すべ 確認訴訟 Ø 抽象的な権利関係か具体的な権利関係かは、 な権利関係 定の影響を与えうるといった具合に、 き機能を明 部として、 それを基礎にして、 0) 権 利保護の る。 は 確 確認の対象となり得ない 確認訴訟の機能拡大のあり方を多方面 裁判所の このような確認判決の特質からは、 にしなければならない。 0) 範 適法となり得る、 囲を適切に画定することはできない。 任務に属するので、 将来の行為の展開可能性が残されているという意味で、 元来、 と論じ 確認判決の機能としては、 とする判例・ その 実際的な重要性が確認判決に備 કે るのである。 確認訴訟は、 抽象的には決定することができず、 V) 通説に対して、 具体的な権利関係 の法領域で研究した Trzaskarik 単に、 例えば、 事実関係が具体化し得るも 権利関係が むしろ、 計画段階にあり現実化され その判決のみでは 法から出発しなけれ 反対論を展開する。 ある行為をなすべ か否かを決定するため 抽 わっている場合には 象的か具体的 その解明のために 紛争は終局 給付判決 んばなら 教 0 きか では すな、 か É てい 0) P な な 否 メ わ ド な ル 形 的 か 61 ち イ 成 ع

と 0 このように、 関係で、 実質的な考慮が行 抽象的な権利 関 係の確認訴訟の適否については、 わ n つつあるのである。 近時、 その訴訟 判決の具体的な機能 作用 0) あ

ŋ

は、 がなかったことになり、 否や法律関係が確定するものではない」というが、 権利関係」 その選択権に依存している側面が大きい。 は 同様に妥当する。 般に、 処分権主義の下で、 以上に有効な紛争解決機能を果たす場合もある。 確認訴訟の訴訟物の特定のあり方は、 本件判決は、「本件条項のみの無効を確認しても、 その結果、 従前の経緯から被告の応接の仕方との関係で、 当事者間における具体的かつ特定の権利主張が可能になり、 そこでは、 すぐれて個別具体的な訴訟における事案の文脈に依存している。(ユム) 清算条項の無効確認を通じて、 状況によっては、 積極的確認の場合でも、 これによって、 「抽象的な権利関係」 原告の求める紛争解決のあり方と深く関わり、 当事者間では、 消極的確認の場合でも、 当事者間の特定の権利義務の の確認の方が、 その限りで、 債権債務関係の清算 「具体的 そのこと 清算条項 それ

を拒否する考え方は、 可能性を有する点にある。 0 とをも想起させる。 求認容判決の方が、 意義は、 これは、 あたかも、 わばそれを起点として、そこに包括される多様な具体的権利関係の存否についての法的行為指針を与える より有効な紛争解決機能を果たす可能性があり、 そのアナロジーで考えた場合には、 確認訴訟の制度趣旨とは、 具体的な差止請求訴訟における請求認容判決よりも、 特定した権利関係ではないので確認の対象にはなり得ないとして、 本来的に相容れ 確認対象としていわゆる「抽象的な権利関係」を確認すること ない ものと評すべきであろう。 より将来の新たな関係形成に資する場合があるこ ζJ わゆる抽象的な差止請求訴訟 包括的な権利関係 に お ける請 0) 確認

をめぐる紛争が解決することになるのである。

対象として適格を有し、 このように考えると、 その確認の利益は、 包括的な権利義務関係につい 即時確定の利益がある限り満たされると考えられるのである。 ての確認情報を獲得できる可能性があるので、 清算条項は 確認

4 本件判決理由の検討2:【理由②】新たな合意の自由

および【理由③】財産分与請求権の消滅

は ゆえ即時 当事者間において新たな合意をすることは自由であるという形式論で応接することは、 の主張であろう。 がって、 おける閉塞状況を打ち破るために提訴されたものとも考えられる。 ·れるのである。 (29) さらに、 が 当事者間 Yに対し、 必要になるゆ それだけでは本件条項の無効を確認する利益があるとはいえない」〔【理由②】〕とも判示した。 確定の利益も存在すると考えられる。 本件 の将来の関係形成の視点からは、 判決は、 本件では、 つまり、 改めて離婚に伴う財産分与について調停をするためには、 えんである。 「本件条項があったとしても、 合意できなかったからこそ、 本件条項の無効確認判決の存否が、 妥当とは言い 後述のように、 本件提訴がなされたとも推測されるのである。 当事者間 難いように思われる。 調停手続と判決手続との間の 別件調停事件に与え得る影響力は、 に それを物語るのが、 おお い て新たな合意をすることは自 本件条項の無効を確認する利益がある」 本件は、 X・ Y 現実的には望ましくないと考え Xによる、 「相互乗入れ」や「相互 蕳 「別件調停事件に 少なくなく、 の そうだとすると、 財産分与手 由 しか で あ ŋ ح した お n

りで、 それ 滅しており、 分与請求権 八条二項但書の規定は、 ただ、 が、 か 単 なが 実体的に財産分与請求権は消滅しているという判示の部分 なる傍論にすぎない。 本件判決に特徴的なことは、 の消滅が、 5 別 件 財産分与請求権が消滅しているか否かは、 調停事件は、 その 一般に、 確認の利益を喪失させることにはならないように思われるだけではなく、 また、 (清算条項の 除斥期間と解されており、 そのような形式論に終始することなく、 清算条項は、 確認判決を待つまでもなく)自ずと終結に向かうことになると考えら 先に述べたような多様な権利関係を包括するものであるので、 本件とは別の問題であり、 それだけ見れば、 (【理由③]) 実質論にも踏み込んでいるところにある。 である。 確かに、 その点が争点になってい ここで援用されてい 実体的に財産分与請求権 本件では、 る民 本件調 な 財 は 産 限 る

余地があると解されるのである。

誤によって無効となった後に、改めて財産分与が問題となる場合には、

時効の停止に関する民法一六一条の類推適用の

停過程における詐欺の有無が争点になっており、 京高裁平成三年 財産分与請求権の消滅の一事をもって、 (一九九一年) 三月一 四日判決 (判例時報一三八七号六二頁) 確認の利益が消滅することもないと考えられる。 その点に関して原告の地位に対する現実の不安が存在すると考えられ が示すように、 一旦財産分与の合意が錯 しかも、 例えば、 東

定し、その本案判断を示した方が、清算条項をめぐる紛争をより直接かつ抜本的に解決できたであろうと考える。 ける権利を妨げるおそれも、 対して、 確かに、 いわば代償的に決着を付ける周到な説示とも考えられるが、 民法七六八条二項但書の援用は、 なくはないであろう。このような考察からは、 実質的には、 清算条項の確認を拒否したことからくる紛争の未解決状態に むしろ、 本件では、 事実上、 その点に関する原告の裁判を受 清算条項の無効確認の利益を肯

(5) 本件判決理由の検討3:その他

与えているように思われ 確認訴訟を通じた紛争の解決に対する考え方と、 本件判決が明 宗的 な理由として挙げたのは、 以上の 調停の一部無効についての考え方も、 【理由①】 から【理由③】であるが、 本判決の帰結に、 実質的に見た場合に、 一定の影響を 本件

着が付けられたと考えられる紛争の再発は、 能に必ずしも大きな期待を寄せてい 法な紛争が再燃することであり、 合には、 まず、本件確認訴訟を通じた紛争の解決に対する考え方であるが、 清算条項で封じられていた権利主張の機会が付与されることになるからである。 万一 ないのではないかと考えられる。 清算条項で封殺されていた正当な権利の主張の機会が回復された場合には、 望ましくないとも思われるが、 それは、 本件判決は、 しかし、 仮に清算条項の無効確認が認められ 本件における確認判決の紛争解決機 望ましくない この点では、 のは、 確 かに、 あくまで不適 それ 旦決 た場

自体、 司法の担うべき本来の法的救済を十全に果たしたと評価されるのである。

の関係で無効にする必要もないとも考えられる。 は この点では、 り尊重する立場に立てば、 は、 その その射程がかなり限定されたことになるでろう。 調停の 部のみ 遺言をめぐる事件でその一 の無効主張は、 部無効についての考え方である。 当事者間で問題がないと考える条項やすでに履行がなされてしまった条項まで、 合理性を欠くとも考えられる。 部無効確認が求められた、 本件では、 確かに、 条項の性質に応じて、 調停の各条項を一体的かつ不可分的なものと考えた場合に ただ、 東京地裁平成二年 このような局面で、 部無効の可能性 (一九九〇年) 当事者間の合意をできる限 一二月一二日判決: ₺ 承認されてい 他の条項と

四 おわりに

―確認訴訟の軽やかな活用可能性の探求

として適格をもち得るか 示的理由を検討してきた。 以上、 本稿では、 離婚の調停条項のうち清算条項のみの無効確認訴訟 (確認対象選択の適否) その議論の焦点は、 上記問題の所在に示したように、 に、 向けられてい たのである。 の適法性につい その種の条項の無効確認が、 て、 本件判決の明 宗的 確認対 お よび 黙

内外のADR等) 訟 そ できる場合には、 れ自体に一 ところで、 確認判決が、 私は、 定の意義を認めつつも、 で利用できることが望ましいとも論じてきた。 当事者間の紛争の経緯を踏まえ、 その確認 これまで、 0 ·利益を緩やかに肯定してよいと考えてきたのである。 確認対象の選択を、 確認対象の要件を緩和し相対化する方向性を志向してきた。 事件の具体的文脈における「争点解消 原告・被告間における確認的救済の主題設定のあり方の問題と捉え、 また、 判決結果が、 法的情報提供機能」 基本 他 的には の手続 を発揮 確認訴 裁判

えるのである。 範の設定 これは、 (当事者の視点からはその獲得)」自体が、「国民が自分でできる納得裁判」 確認の訴えをいわば このような基本的な立場からは、 「法的情報請求訴訟」 本件判決は再検討を余儀なくさせられるのである。 と位置づける考え方であり、「軽やかな確認による爾後 の実現のためには望ましい 0) 行為規 . كر

結は、 訟の適法性を、 ことにもなりかねない。 効に拡大された形で、提出される場合は考えられる。そうだとすると、清算条項のみを取り上げた無効確認を遮断する られる。 大することにもなりかねないのである。 提起することを余儀なくされることになり、 ことを意味する。 ことを通じて達成された安定性が、それ以外の部分の無効確認をも巻き込んだ形でより広く再燃することが懸念される なお、 特に、 家事調停だけでなく、 しかし、本件判決は、 本件判決の背後には、 本件判決で特定の権利義務を定めた条項とされたものをも巻き込んで全体として調停等の無効確認訴訟を 原則的に肯定すべきであろう。 当事者の視点からは、 これは、小さな安定性の確保を求める結果、大きな安定性が害される結果に生み出してしまう 裁判上の和解や民事調停などの、 調停等の全部無効の確認請求自体を遮断してはいないので、 家事調停の機能強化に腐心する通常裁判所の姿を垣間見ることもできる。この判決の帰 したがって、 清算条項のみを争えばいいと考える場合でも、 部条項の無効確認を遮断することにより、 そのような事態を回避するためにも、 ある意味での安定性や終局性を導くことになるとも考え 本来争わなくてもい 結果的には、 一部無効の主張が、 清算条項のみの無効確認訴 紛争を無用 いと考える 全部無 に拡拡

ができなかったことを、 本稿は、 先生の学部長の時代以降、 秘密教授会、人事、入試問題処理などについて、 石川 捷治先生の還暦をお祝いして、 お詫び申し上げるとともに、 ある程度学の環境が回復できましたことを、 寄稿するものですが、 先生のご健勝とご発展を、 私には理解できない処方や発言が行われ度肝を抜か 諸種の制約から、 特に心から感謝申し上げます。 心より願っております。 満足のゆく ・論攷を寄せること 私の本学赴 へれまし なお、

*

モンテーニュ『随想録』三巻六章、パスカル『パンセ』第一部第三綴、 しましたことを付記致します。 山崎朋子『サンダカン八番娼館』も、

* 遅れたことおよび文献の引用が限られていることをお詫びするとともに、当日、 なお、本稿は、 福岡家庭裁判所で開催された「家族法判例研究会」で報告した原稿が基礎となっている。 貴重なご質問やご意見をお寄せ頂

てその無効確認訴訟を提起することについては、その適法性を肯定する意見が優勢であったことを付言しておきたい。 当日の議論の趨勢としては、 本件判決の結論とは逆に、 家事調停における清算条項のみを訴訟物に 据

た出席者の方々に、心より感謝致します。

(記)

- 1 (3)[法と権利3]』二七一頁(有斐閣、一九七八年)を参照。 確認判決におけるこのような作用の分析については、伊藤真 「既判力の二つの性格について」『民商法雑誌七八巻臨時増刊号
- $\widehat{\underline{2}}$ Charles A. Wright, The Law of Remedies as a Social Institution, 18 University of Detroit Law Journal, 376 (1955)
- 3 えば、川嶋四郎「差止的救済の有用性に関する一展望― 訴訟過程およびその執行過程の研究を通じて、予防的な法的救済の重要性を指摘し、その新たな展開のあり方を探求してきた。 (二〇〇一年)、および、そこに引用する文献を参照 その到達点のひとつとして、例えば、 野村秀敏『予防的権利保護の研究』(千倉書房、一九九五年)を参照。 ─新たな民事救済の世紀に寄せて──」判例タイムズ一○六二号三七頁

 $\widehat{\underline{4}}$ 九八頁 (一九九七年)、 さらに、日本における救済法の展開については、川嶋四郎「『救済法』の課題と展望に関する一試論•序説」民事訴訟雑誌四 平成一二年(ネ)第二七二五号、調停無効確認請求事件。破棄自判・上告受理申立て(上告不受理)。原審は、東京地裁平成一 同「『救済の方法』論の展望と課題」 九州法学会会報二〇〇二年度五六頁(二〇〇三年)等を参照

- 二年 (二〇〇〇年) 四月二四日判決 (平一○(ワ)第一九七六八号)。原審判決は、家裁月報五四巻五号一一八頁、一二一頁によ
- 5 なお、 以下の 【理由①】 から【理由③】 は、 本来的には並列的に論じることが妥当ではなく、 理由相互間に軽重等の差はある

以下では、便宜的にこのように記した

 $\widehat{6}$ 当事者間に合意が成立し、それが調書に記載されれば、調停が成立する。そして、その記載は、確定判決と同一の効力を生じる である。 (家事審判法二一条一項本文)。そこで、この場合における既判力の有無が、 なお、この問題は、家事調停調書に既判力があるか否かの問題との関係で論じられることもある。家事調停の手続にお 調停調書や和解調書の場合と同様に論じられているの いては

出、一九九三年〕)、石川明=梶村太一編『注解民事調停法〔改訂版〕』二一八頁〔小室直人〕(青林書院、一九九三年)、小山昇 力については、例えば、中野貞一郎「民事調停の既判力」同『民事訴訟法の論点Ⅰ』二六六頁 秀夫=菊池信男編『注解家事審判法〔改訂版〕』七四一頁〔上村多平〕(青林書院、一九九二年)等を参照。また、民事調停と既判 立ち入らず、本件判決の構造に示されているように、確認の利益の問題に収斂させた形で、以下では論じていきたい。 ていかなる手続が適切かではなく、その(一部の)無効確認訴訟における確認の利益の有無であるので、既判力の有無の問題には 請求」判例タイムズ一一三五号一八〇頁〔二〇〇四年〕)もあるが、本件で問題となっているのは、調停等の瑕疵を争う方法とし 本件批評」法学研究〔慶應義塾大学〕七五巻一一号一一五頁〔二〇〇二年〕、石川明「離婚調停における清算条項のみの無効確認 ちなみに、一般に、家事調停と既判力については、例えば、山木戸克己『家事審判法』一○二頁(有斐閣、一九五八年)、 本件判決の批評の中にも、それに言及するもの(齋藤哲「本件批評」法学セミナー五六七号一一二頁〔二〇〇二年〕、石 (判例タイムズ社、一九九四年

(7) 以下については、例えば、川嶋四郎「建物賃貸借契約の継続中における敷金返還請求権の存在確認を求める訴えの適否 ズ一〇一三号六五頁 (一九九九年) を参照。 者の生存中における遺言無効確認の訴えの適否(最高裁(二小)平成一一年六月一一日判決・判タ一○○九号九五頁)」判例タイム (一小) 平成一一年一月二一日判決・判例タイムズ九九五号七三頁)」判例タイムズ一○○九号三九頁 (一九九九年)、同 「遺言

『民事調停法〔新版〕』二八五頁(有斐閣、

一九七七年)等を参照。

- 8 伊藤眞「確認訴訟の機能」判例タイムズ三三九号二八頁(一九七六年)参照
- 9 新堂幸司 = 福永有利編 『注釈民事訴訟法(5)[訴え・弁論の準備]』六五頁 〔福永有利〕 (有斐閣、 九九八年) 等を参
- $\widehat{10}$ 『民事訴訟法 (法律学全集)』 六四頁 (有斐閣、 一九五九年)。
- 11 民集一一巻七号一三一四頁
- $\widehat{12}$ 民集二四巻七号八六一頁。
- 例えば、 最大判昭和四七年(一九七二年)二月一五日・民集二六巻一号三○頁に関する高橋宏志 『重点講義·民事訴訟法』二二

て頁(有斐閣、一九九八年)の評価を参照。

- 七六号七頁、 事実の確認についてであるが、 一〇頁(一九九五年)〔後に、 中野貞一郎 同 『民事訴訟法の論点Ⅱ』三八頁 「確認訴訟の対象 『事実』はどこまで対象適格をもつか――」判例タイムズ八 〔判例タイムズ社、二〇〇一年〕所収〕を参照
- ナー 平成一二年二月二四日・民集五四巻二号五二三頁、 定と確認訴訟の適否」判時一四二一号一四八頁〔判評四〇二号二頁〕(一九九二年)を参照。後者の判例については、野村 あることの確認を求める訴えの適否」法教一八〇号九八頁(一九九五年)および同「『みなし相続財産』(民法九〇三条一項) 日判決・民集四九巻三号八九三頁も参照。 五五〇号一一五頁 (二〇〇〇年) を参照 最高裁平成七年(一九九五年)三月七日判決・民集四九巻三号八九三頁、 (註36)] および川嶋四郎「『具体的相続分』(民法九〇三条一項)の価額または割合の確認を求める訴えの適否 前者の判決および原判決の批評として、川嶋四郎「民法九〇三条一項の特別受益財産で 判例時報一七〇三号一三七頁、判例タイムズ一〇二五号一二五頁)」法学セミ および、 最高裁平成一二年 (二〇〇〇年) 二月二四 (最一小判決 の確
- <u>16</u> ムズ一〇一三号六五頁を参照。 六八五号三六頁・判例タイムズ一○○九号九五頁)なども、この傾向を示す。これについては、 遺言者の生存中に提起された遺言無効の訴えを不適法とした、最高裁平成一一年(一九九九年)六月一一日判決 川嶋 前掲批評 〔註7〕」判例タイ (判例
- <u>17</u> 確認する」)について、本文のように論じる。〕。また、梶村太一=深沢利一『和解・調停の実務〔四訂版〕』七二九―七三〇頁、七 項の作成」後藤勇=藤田耕三編『訴訟上の和解の理論と実務』四三六頁、 かになっても、これを一切不問に付するという、一つの形成的意義を有する確認的効果をもたらすと論じる。 六一—七六二頁(新日本法規、 に関してであるが、無限定の包括的清算条項(例、「原被告間には、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に 東京高裁昭和五九年(一九八四年)八月九日判決・判例タイムズ五三九号三三五頁 一九九九年)も、 清算条項は、 確認条項の一種であり、後日当事者間で債権が存在することが 四五三頁(西神田編集室、 〔訴訟上の和解の事例〕、 一九八七年)〔訴訟上の和解
- 対して、清算条項は、 その無効の確認は、 ただ、遺言と清算条項とでは、 権利関係の主張可能性を導き、 それをめぐる紛争の解決をもらたす規範的な意義を有することも、 現在の権利または法律関係が、縛りを受けているその源であり、 現在の権利関係の確定につながり、当事者の行為指針になり、 差異も見られる。一方で、遺言は、現在の権利関係が派生する源であり、 その主張の可否をめぐる新たな紛争を顕在化させる可能性を秘めている。 また看過できない。 紛争解決につながると考えられる。 権利消滅の根拠である。 権利発生の根拠であ ただ、清算条項の その無効確認は
- <u>19</u> 義•民事訴訟法 えば、 判例・通説に関しては、 〔新版〕』 三一四頁 (有斐閣、 新堂幸司『新民事訴訟法〔第三版〕』二五二頁(有斐閣、 二〇〇〇年)、伊藤眞『民事訴訟法 (第三版)』 一四四頁 二〇〇四年)、 (有斐閣、 高橋宏志 二〇〇四年) 重 点講

(2)) これは、「法律上の争訟」概念とも関わる。この概念は、一般に、紛争当事者間の具体的な権利義務関係に関する争いであ て、 利または法律関係に関する争いではない抽象的な法律問題は、「法律上の争訟」には当たらず、不適法な訴えであると判示してい 件において、 その予算決議は、村民の具体的な権利義務に直接関係しないとして、その訴えを不適法却下した。 法令の適用により終局的に解決することができるものをいうと、定式化されている。例えば、判例は、一貫して、具体的な権 法律上の争訟とは、 最高裁昭和二九年(一九五四年)二月一一日判決(民集八巻二号四一九頁)は、村議会の予算決議の無効確認訴訟事 「法令を適用することによって解釈し得べき権利義務に関する当事者間の紛争をいう」として、

はならない」と判示して、 償金額との差額の支払いと、年間二四日について基本給一日分の支払義務の存在することの確認を求めて本件訴えを提起した。東 号一一四頁) や労働協約等をめぐる訴訟事件においてである。例えば、東京地裁昭和五一年(一九七六年)一一月一二日判決 ではなく、Xらが旧規定の適用を受けるべきものであるとの就業規則変更に関する解釈を求めるものであって、 京地裁は、 ち二四日を有給とする」旨の規定が存在(さらに、二四日については、基本給の一○○%を補償する旨の規定も存在)したが、Y 六八%を補償する」旨の規定に変更したので、Xらは、取得した生理休暇の日数について、従来の就業規則によって算定される補 会社は、「女子従業員は毎月生理休暇を必要日数だけとることができる。そのうち月二日を限度とし、一日につき基本給一日分の また、裁判例として、確認の利益レベルにおける判断として、抽象的権利関係の確認であるので不適法とされたのは、 給付請求については棄却し、確認請求については、「Xらの確認請求は、具体的権利義務についての確認を求めるもの は、Xらの勤務するY会社の就業規則には、「女子従業員は毎月生理休暇を必要日数だけとることができる。そのう その訴えを却下した。 確認の訴の対象と (判例時報八四二 就業規則

- 21 例えば、兼子一=竹下守夫『裁判法 〔第四版〕』 六六頁等 (有斐閣、 一九九九年) を参照
- $\widehat{22}$ 野村『前掲書〔註3〕』二二六頁。
- 23 Humblot, 1980) Christoph Trzaskarik, Die Rechtsschtzzone der Feststellungsklage im Zivil- unt Verwaltungsprozess, 21-58 (Duncker &
- 24 川嶋「前掲批評〔註15〕」判例時報一四二一号一五七頁。
- 25 して――」ジュリスト九八一号六八頁(一九九一年)、 いわゆる抽象的差止請求の意義と機能については、 ─」ジュリスト九七一号二六○頁(一九九一年)等を参照 同 例えば、 「差止訴訟における強制執行の意義と役割 川嶋四郎「差止請求 -抽象的差止請求の適法性の検討を中心と 問題の所在と解決の方向
- 26 般に、 そのような非特定性が、 被告の自由を過度に抑圧し、 過剰な行為抑止的作用をもたらす場合には、 原告は、

そ

と考えられる場合は、 放であるので、 ような確認対象について確認の利益を有しないと考えられる。 通常このような懸念は生じないであろう。 この限りでない。 なお、 石渡「前掲批評〔註6〕」一二〇—一二一頁も参照。 ただし、従前の原告被告関係から信義則上その種の確認が許 ただ、清算条項の確認については、 むしろ権利主張の抑 制 から

- 象を現在の具体的権利関係に限定しまたそのように還元して考察する思考、 られる。 在の個別的法律関係に還元して表現するまでもなく、遺言自体の無効確認訴訟の適法性が認められたのである。 なお、 の還元的思考」を排したのであり、 最高裁昭和四七年(一九七二年)二月一五日判決(民集二六巻一号三○頁)〔遺言無効確認の事例〕 本件判決は、 特定した権利関係に執着している点で、確認対象についてのいわば「還元的思考」に陥っているとも考え その判決の論法が、ここでは示唆的である。 すなわち、 その事件ではいわば「現在の個別的法 では、 これは、 請求の趣旨を、 確認対
- 訟技術研究会編『和解無効の研究― 再手術や後遺症がその後発生した場合その損害についてまで賠償請求権を放棄した趣旨と解するのは当事者の合理的な意思に合致 棄した損害賠償請求権は、 ができる。 するとは言えない」旨を判示している。 なお、交通事故による後遺症に関する判例は、事実上、清算条項や権利放棄条項(のみ) 例えば、 最高裁昭和四三年(一九六八年)三月一五日判決(民集二二巻三号五八七頁)は、「示談によって被害者が放 示談当時予想していた損害についてのもののみと解すべきであって、その当時予想できな -判例分析を中心に-一般に、 和解無効の事例における争い方の多様性については、 (商事法務研究会、 一九九一年)を参照 の無効を認めたものと評 東京弁護士会親和全期会訴 かった不測 価 するこ 0)
- 29 〔註15〕」判例時報一四二一号一四九—一五〇頁を参照。 このような事件の文脈での確認訴訟の利用は、先に述べた特別受益の確認の事例と同様のように思われ る。 Щ 嶋 前 掲 論 文
- $\widehat{30}$ 例えば、 内田貴『民法IV 〔補訂版〕』一三二頁(東京大学出版会、二〇〇四年) を参照
- 31 の再開を求め、そこで、新たに財産分与を求めることも可能であろう。 また、清算条項が無効であれば、その限りで家事調停手続は終結していないので、期日指定を申し立てることにより、 その
- 対立があり、 効となるのか、また、 民法総則 範囲の考え方に、 このような合意=契約の一部無効については、消費者契約等との関係で、 論じられている 〔第六版〕』二五二頁、 例えば、 契約自由 影響を及ぼしているようである。 (例えば、 ある契約条項が無効となる場合に、その条項のみが無効となるのか、 ある契約条項の一 の尊重、 山本敬三『民法講義Ⅰ〔総則〕』二七四頁、二七六頁 規制の目的、 二八八頁〔弘文堂、二〇〇二年〕等を参照)。いずれの場合にも、一部無効説と全部 一部に無効原因が存在する場合に、 不当条項の予防目的、 さらに、 山本敬三「一部無効の判断構造(一)(二)-条項の作成者に対する制裁等についての考え方の違 その条項の一部が無効となるのか、 民法の領域において、 〔有斐閣、二〇〇一年〕、四宮和夫=能見善久 それとも、 近時議論の展開 契約全体が無効となるの -契約における法 それとも、 が見られ 無効説 が、 無効 との が

稼働契約部分と消費貸借部分とは不可分であるとして、 六頁は、 確定過程の構造化に向けて――」法学論叢〔京都大学〕一二七巻四号一頁、六号一頁〔一九九〇年〕も参照〕。無効とされる部分 余の部分とが不可分の関係にあると評価される場合には、 全体を無効とした)が、そうでない場合は、一部無効が妥当であるとされる。 最高裁昭和三〇年 法律行為全体が無効になるとされる(いわゆる芸娼妓契約について、 〔一九七五年〕一〇月七日判決・民集九巻一一号一六一

たとして、本件遺言部分の無効確認を求めるものである。 遺贈の対象とされた本件不動産を甲事件原告小林夏子に対し代物弁済として譲渡する旨の意思表示をしたことによって取り消され 後の撤回を理由とする遺言の無効確認の訴えを、確認の利益がないとして却下した事例である。この判決は、以下のようにいう。 一月四日にされた本件自筆証書遺言によって取り消され、又は遺言者が昭和五三年 原告らの本件訴えは、 家裁月報四三巻五号三五頁、 右認定の本件公正証書遺言中の本件遺言部分が、 判時一三七六号八八頁。これは、一個の公正証書によってされた遺言の一部分についての、 同遺言がされた後である昭和四九年(一九六四 (一九七八年)六月二〇日本件遺言部分により

判決·民集二六巻一号三〇頁参照)。 るにつき法律上の利益を有するときは適法として許容されうるものと解されている(最高裁昭和四七年〔一九七二年〕二月一五 ればそれから生じるべき現在の特定の法律関係が存在しないことの確認を求めるものと解される場合で、原告がかかる確認を求め ところで、 いわゆる遺言無効確認の訴えは、形式上過去の法律行為の無効の確認を求めることになるが、遺言が有効であるとす

ことにより確認訴訟のもつ紛争解決機能を果たさせようとする考え方によるものと解される。 の問題があるため、これらの遺言された個々の内容ごとにこれを現在の法律関係という観点からその存否確認の訴えを提起しなけ の多種の内容を含み得るものであって、また、遺言をするについては要式性が厳格に貫かれておりその成立の有効性を巡って多く るのは、 ればならないとすることはいたずらに手続を錯綜させる結果となることから、基本的法律行為である遺言の無効の当否を判示する このように、 遺言が遺言をした者の財産の処分、 伝統的な考え方に立てばその無効確認の許されない過去の法律行為である遺言について無効確認の訴えが許容され 相続分や分割方法の指定、 認知、 相続人の廃除、 すでになした遺言の撤回等民法所定

言部分の遺言後の撤回を主張すれば足りるものであって、 な場合には、原告らにおいては、これを現在の具体的な法律関係に置き換えてその存否の確定を訴求し、その原因として特定の遺 分が効力を失い無効であることの確認を求めることは、 れた遺言のうちの一部分に限って、 このような遺言無効確認の訴えの機能、目的に照らすと、本件訴えにおいて原告らが訴求するように、 ものといわざるを得ない。」(「 」内は、 しかも遺言後のこれと抵触する行為による撤回 原文のまま。 遺言無効確認の訴えとして予定されているということはできず、このよう 本件遺言部分の無効確認の訴えについては、 仮名。) (民法一〇二三条)を理由として、 原告らには確認の利益 一個の証書によってなさ がな

Ľ۷

物など) するのである。 九〇年)一二月一二日判決も、 別の要件要素 行の抗弁権、 のように論じる。すなわち、 岐にわたる場合などは、 といえようと評する。 旨 れないかどうかは、 0) 産 0) 確認を求めて既判力による確定を図れば足り、 のものとする。 趣旨として、 の裁判例に対して、 筆の土地とその上の建物の共有持分権)の遺贈を内容とする部分のみであるから、これについては、 は、 議決権など)でも、 事実であって、 (履行の有無、 確認判決によって、 本件の事案は、 今後の事例の集積を待つほかない、と指摘する。 ただ、慎重にも、一部無効の理由が遺言後の抵触行為以外である場合や、 端二三彦 本件とは事案が異なり、 違法性、 確認の対象になる法律関係は、独立の法律関係であることを要しない。 法律関係ではない。 確認対象の問題だけであれば、 確認対象の適格はあり、 遺言後の抵触行為を理由とするもので、 「判例批評」判例タイムズ七九〇号二〇四頁 そのような無効を確認しても、 故意過失など)あるいはある法律関係に属しない一般的な人または物の属性 法律関係の一部も、 遺言確認無効の訴えという間接的な形で権利の確定を求める利益には欠けるもの 一個の遺言の一部についての無効確認の訴えが確認の利益を欠くものとして許さ 確認の利益が問題となるにすぎない。これに対して、 法律関係の一部についての確認の訴えとして許されてよい、 遺言をめぐる紛争の直接かつ抜本的解決とはならないとする趣 確認対象となり得ると論じた上で、 また、 その効力が問題とされている遺言の条項は、 中野 (一九九二年) 「前掲論文 (註 14] は、 効力を問題にされている部分が多 次のように指摘する。 個別の法的な諸関係 四六頁、 東京地裁平成二年 原告ら ある法律関 五三頁註22 ú (同 二九 個 次

の条項は全体的に相互に切り離すことなく包括的に一体として一つの調停を構成するのが普通であるので、 由 体的にしか解し得ない場合もあるかも知れないが、先に述べたように、 切り離して、 なお、石川明「前掲批評 (処分権主義)を認める本稿の立場からは、基本的には、 切り離された条項についてのみ無効の主張をすることは通常の場合許されないと論じる。 〔註6〕」一八二―一八三頁は、清算条項と他の条項との包括一体性を指摘し、 個別条項の確認を許すのが妥当であると考える。 個別事件の具体的な文脈に即し、 確かに、 当事者の訴訟物選択 そのうちの一 調停を構成する複 そのように包括 部を他

川嶋 「前掲論文 (註15)] 判例時報一四二一号等を参照。

これでは確認訴訟を適切な範囲に限定しようとする確認の利益の機能が損なわれてしまう旨の批判が呈示されてい 六六頁、 を参照。そこでは、 このような見解に対する批判として、 かし、 六七頁 (二〇〇三年)、木村健 この批判はやや形式的すぎる。 争点解消・法的情報提供機能であれば、すべての確認判決が多かれ少なかれ果たすと評することができるので、 「判例批評」法学研究 私見は、 野村秀敏 「個別事件の具体的な文脈」で、「争点解消・ 判例批評」 (慶應義塾大学) 六九巻五号一七〇頁、 伊藤真—高橋宏志—高田裕成編『民事訴訟法判例百選 法的情報提供機能」の 一八〇頁註19 九九六年)

性

を判断指針とする。

これは、

わば、

確認的救済過程における確認の利益の機能の動態的な把握であり、

爾後の当事者関係 0) 新 71 (4 • 53) 421

らして、当然に問題とすべきである。

国籍訴訟・前註11を参照。)。

得る蓋然性も考慮に入れた判断をも行うべきであると、考えているのである(このような「蓋然性」の高さは、 たな形成に対する寄与の度合いを考える見解なのである。 供機能のファクターを考えているようである。 かつ画一的基準としてあげた「現在の具体的な権利関係」の確認が求められているか否かの基準と同様に、争点解消・法的情報提 しかし、私見では、 批判者は、このような判断指針を、あたかも従来の判例・ 個別具体的な事件の紛争解決過程の文脈で、その機能が発揮し 確認訴訟の機能 通説 が静 止 か 的

な清算条項の無効確認であれ、 割を果たし得る起点的な権利関係等の確定を志向する確認訴訟の役割に鑑みると、 柔軟な捕捉を可能にし、確認訴訟の軽やかな利用に途を開いてもいいと考える。例えば、具体的相続分の確認であれ、本件のよう したがって、民事紛争の早期段階で提起され予防的な紛争解決を志向する確認訴訟の使命や、爾後の紛争処理にとって重要な役 事件の文脈次第で、 確認の対象適格を取得し得るのである。 個別事件の具体的な文脈に依存する確認対象の

- <u>37</u> もまた、志向されねばならない。 さらに、重要なのは訴訟とADRとの相互補完であり、 川嶋四郎「民事訴訟の展望と指針」民事訴訟雑誌五〇号一頁(二〇〇四年)も参照。 訴訟手続を補完するものとして訴訟外紛争処理手続 Â D Ř の活用
- 38 例えば、 川嶋四郎 「計画審理 『国民が自分でできる納得裁判』 の処方箋の探求――」ジュリスト一二五二号一二頁(二〇

○三年)などを参照。